

フランス国における道路・橋梁分野の 技術基準状況調査報告書

資 料 編

平成 22 年 11 月
(2010 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

委託先

社団法人 国際建設技術協会
株式会社 アンジェロセック

基盤
JR
10-181

フランス国における道路・橋梁分野の技術基準状況調査

[資料編]

目次

(1) 調査団員氏名・所属	A 1
(2) 関係者(面会者)リスト	A 2
(3) 参考資料/入手資料リスト	A 5
(4) 公共契約法典(CMP)・2006年	A 8
(5) 標準契約約款 (CCAGの構成と日本語訳)	A 11
(6) プロジェクト特記契約約款 (CCAPの例)	A 64
(7) 仏国の公共契約に使用されている標準技術仕様書(CCTG)	A 74
(8) 外国援助プロジェクト特記技術仕様書 (CCTPの例:チュニジア橋梁・道路事業)	A 78
(9) 外国援助プロジェクト特記技術仕様書 (CCTPの例:セネガル道路事業)	A 90
(10) 外国援助プロジェクト特記技術仕様書 (CCTPの例:セネガル道路・橋梁事業)	A 96
(11) Loi n° 94-994-10 建設物の10年保証に関する法律(チュニジア)	A 103
(12) PC橋梁関連技術基準・ガイドリスト	A 108
(13) 土工および舗装関連技術ガイドリスト	A 131
(14) AFNOR関連リスト	A 149
(15) 基準類リストHPへのアクセス方法	A 168
(16) アフリカ各国の適用基準と舗装厚計算例	A 175
(17) 舗装構造計算プログラム(Alize - Lcpc)について	A 205
(18) 岩石および土の分類・盛土施工について	A 212
(19) CCTG標準技術仕様書) Fascicule 2(土工)	A 263
(20) EUROCODES® EUROCODE7(工分野)について	A 272
(21) セミナー実施概要	A 284
(22) セミナー時配付資料	A 290

(1) 調査団員氏名・所属

(1) 調査団員氏名・所属

1) 第1次現地調査時

表 調査団員名簿(第1次現地調査)

担 当	所 属	氏 名
総括/技術基準	社団法人 国際建設技術協会 会長	荒牧 英城
副総括/技術基準2	株式会社 アンジェロセック 国際開発部 部長	フランク シャルメゾン
技術管理	社団法人 国際建設技術協会 研究第三部 上席調査役	岡村 憲光
舗装	株式会社 アンジェロセック 交通技術部 課長	吉沢 方宏
橋梁	株式会社 アンジェロセック 構造橋梁部 部長	緒方 純二
土工	社団法人 国際建設技術協会 企画部 主任研究員	伊藤 不二夫

2) 第2次現地調査時

表 調査団員名簿(第2次現地調査)

担 当	所 属	氏 名
JICA	経済基盤開発部 参事役	川原 俊太郎
JICA	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信グループ 運輸交通・情報通信第三課	北口 喜教
総括/技術基準	社団法人 国際建設技術協会 会長	荒牧 英城
副総括/技術基準2	株式会社 アンジェロセック 国際開発部 部長	フランク シャルメゾン
技術管理	社団法人 国際建設技術協会 研究第三部 上席調査役	岡村 憲光
舗装	株式会社 アンジェロセック 交通技術部 課長	吉沢 方宏
橋梁	株式会社 アンジェロセック 構造橋梁部 部長	緒方 純二
土工	社団法人 国際建設技術協会 企画部 主任研究員	伊藤 不二夫
通訳	株式会社 アンジェロセック 国際開発部	タオ ロメラ マルティネス

(2) 関係者(面会者)リスト

(2) 関係者(面会者)リスト

第1次現地調査：フランス(パリ)・ベルギー(ブリュッセル)

<フランス調査>

エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省 (Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement Durable et de la Mer : MEDDM) / インフラストラクチャー・交通・海洋総局 (Direction Générale des infrastructures, des transports et de la mer : DGITM)	
Mr. Francesco Gaeta	Chief of the technical cooperation bureau
エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省 (Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement Durable et de la Mer : MEDDM) / 道路研究所 (Service d'Études sur les Transports, les Routes et leurs Aménagements: SETRA)	
Mr. Serge LE CUNFF	Chef de la délégation aux relations extérieurs
設備環境開発科学技術研究所 (Institut des Sciences et des Techniques de l'Équipement et de l'Environnement pour le Développement : ISTED)	
Mr. Xavier CREPIN	Délégué Général
世界道路協会 (Association Mondiale de la Route : AIPCR)	
Mr. Jean-François CORTÉ	Secrétaire Général
フランス技術者科学者評議会 (Conseil National des Ingénieurs et des Scientifiques de France : CNISF)	
Mr. Jean-François COSTE	Président Comité de projets Génie Civil
仏語圏技術者・科学者国際協会 (Union Internationale des Ingénieurs et Scientifiques utilisant la langue Française : UISF)	
Mr. Elie ABSI	Premier Vice - Président
中央土木研究所 (Laboratoire Centrale des Ponts et Chaussées : LCPC)	
Mr. Patrick MALLEJACQ	Délégué à l'Action internationale
フランス開発庁 (Agence Française de Développement : AFD)	
Mr. Olivier RATHEAUX	Division Environnement et Equipement
Mr. Stéphane CARCAS	Ingénieur des Ponts et Chaussées Chef de projets Infrastructures, Division Environnement et Equipement
Mr. Dominique de LONGEVIALLE	Chargé d'Affaires Passation des marchés
フランス規格協会 (Association Française de Normalisation : AFNOR)	
Mr. Pascale MIENVILLE	Chargée de Mission
Mr. Christian WENDLING	Responsable Département
INGEROP 社 (INGÉROP)	
Mr. Laurent AUZEL	Directeur
Mr. Jean-Pierre RAPIN	Directeur
Mr. Evan MONROIG	Ingénieur
フランス国際建設協会 (Syndicat des Entrepreneurs Française Internationaux : SEFI)	
Mr. Roger FISZELSON	Directeur Général
JICA フランス事務所	
庄司 仁	所長
神谷 まち子	次長
円谷 直子	所員

<ベルギー調査>

欧州標準化委員会 (Comité Européen de Normalisation : CEN)	
Mr. Amilcar Da Costa	Programme Manager, Standards Development - Industry and Technology

第2次現地調査：フランス(パリ)・セネガル(ダカール)・チュニジア(チュニス)

<フランス調査>

技術移転センター (Méthodes Transferts Technologies : METRATECH)	
Mr. Jean-Olivier LAVAL	Président Directeur Général

<セネガル調査>

国際協力・国土計画・航空輸送・インフラストラクチャー省 (Ministère de la Coopération internationale, de l'Aménagement du territoire, des Transports aériens et des Infrastructures du Sénégal)	
Mr. Yaya DIATTA	Directeur des Travaux Publics
道路事業公団 (Agence autonome des travaux routiers : AATR)	
Mr. Victor POUYE	Chef de la Division des Travaux Routiers
Mr. Latif ABDOULAYE	Chargé de Projets
欧州連合代表部セネガル事務所 (Union Européenne, Délégation de la Commission Européenne en République du Sénégal)	
Mr. Samuel Robert	Chargé de programmes - Section Infrastructures
セネガル規格協会 (Association Sénégalaise de Normalisation : ASN)	
Mr. Kaly LY	Chef de la Division, Chimie - Environment
Ms. Mareme Diop	Batiment - Genie civil et Electrotechnique
中央土木研究所 (Centre Expérimental de Recherches et d'Etudes pour l'Equipement : CEREEQ)	
Mr. Papa GOUMBOLO	Directeur Général
Mr. Khadim GUEYE	Directeur Technique
Mr. Papa Balla DIONGUE	Ingénieur Géologue - Géotechnicien IST, Chef Division Sols Fondations et Routes
Ms. Aminata Cisse GUEYE	Ingénieur Géotechnicienne, Chef Division Béton et Matériaux de Construction
Mr. Mbaye GUEYE	Directeur
INGEROP 社セネガル事務所 (INGÉROP SÉNÉGAL)	
Yves Habib KONATE	Directeur Délégué
Alioune DIALLO	Ingénieur
Zoukaneïni SEÏDOU	Ingénieur
公共事業公団 (Agence pour l'Exécution des Travaux d'Intérêt Public : AGETIP)	
Mr. Ibra SECK	Directeur
Mr. Moussa DIARRA	Directeur Général
JICA セネガル事務所	
大久保 久俊	所長
笠原 総一郎	所員

<チュニジア調査>

開発・国際協力省 (Ministère du développement et de la coopération internationale)	
Mr. Khelil KAMMOUN	Conseiller des Services Publics, Directeur
Ms. Asma BOUZAOUACHE	Conseiller des Services Publics
設備・住宅・国土整備省 (Ministère de l'équipement, de l'habitat et de l'aménagement du territoire) / 道路・橋梁局 (Direction Générale des Ponts et Chaussées)	
Mr. Fatnash TAJOURI	Directeur
Ms. Falen Hentati	Directeur
Ms. Sarra ZENZRI	Directeur
Mr. Cherif GHAZ	Directeur
設備・住宅・国土整備省 (Ministère de l'équipement, de l'habitat et de l'aménagement du territoire) / 道路・橋梁局 (Direction Générale des Ponts et Chaussées) / ラデスラグレット橋事務所	
Mr. Cherif GHAZ	Directeur du projet
SCET 社	
Mr. Roen Ayed RADHOUAH	Directeur
規格・産業財産協会 (Institut National de la Normalisation et de la Propriété Industrielle : INNORPI)	
Mr. Samir BEN ECHIKH	Standardization Department
Mr. Yosri CHATTI	Standardization Department
Ms. Narjes REZGUI	Head of Foreign Relations
Mr. Aymen MEKKI	Directeur Général
アフリカ開発銀行 (Banque Africaine de Développement : AfDB)	
Mr Patrick GIRAUD	Spécialiste en Chef (Economie), Bureau du Vice Président
VERITAS 社	
Mr. Abderrazek MENDILI	Chief, Building & Facilities
Mr. Andhaoui MOUDHER	Engineer CTC
INGEROP 社チュニジア事務所 (INGÉROP TUNISIE)	
Mr. Ali REMADI	Directeur Délégué
JICA チュニジア事務所	
橋口 道代	所長
辛島 朝彦	次長
山浦 公美代	所員

(3) 参考資料/入手資料リスト

(3) 参考資料/入手資料リスト

調査名 フランス国における道路・橋梁分野の技術基準状況調査

収集資料リスト

番号	名 称	形 態 図書・ビデオ 地図・写真等	オリジナル ・ コピー	発行機関	発行年
1	French design manual for pavement structures	図書	オリジナル	LCPC	1997
2	Réalisation des remblais et des couches de forme, fascicule 1	図書	オリジナル	LCPC	2000
3	Réalisation des remblais et des couches de forme, fascicule 2	図書	オリジナル	LCPC	2000
4	Organisation de l'assurance qualité dans les travaux de terrassements	図書	オリジナル	LCPC	2000
5	Laboratoire central des ponts et chaussées	図書	オリジナル	LCPC	—
6	Aide a la gestion de l'entretien des réseaux routiers	図書	オリジナル	LCPC	2000
7	Catalogue des dégradations de surface des chaussées	図書	オリジナル	LCPC	1998
8	Essai de compacité des fractions granulaires à la table à secousses	図書	オリジナル	LCPC	2004
9	Bulletin des laboratoires des ponts et chaussées, numéro spécial, tome 1, terrassement	図書	オリジナル	LCPC	2009
10	Bulletin des laboratoires des ponts et chaussées, numéro spécial, tome 2, terrassement	図書	オリジナル	LCPC	2009
11	Adhérence des couches de roulement neuves, contrôle de la macrotecture	図書	オリジナル	LCPC	2002
12	Activity report	図書	オリジナル	LCPC	2008
13	Méthode d'essai No 58. Caractéristiques microstructurales et propriétés relatives a la durabilité des bétons	図書	オリジナル	LCPC	2002
14	Méthode d'essai No 53. Méthodes d'essais applicables aux armatures de précontrainte	図書	オリジナル	LCPC	1999
15	Méthode d'essai LPC no 38-2. Relevé des dégradations de surface des chaussées	図書	オリジナル	LCPC	1997
16	Méthode d'essai No 57. Dosage des adjuvants dans les matériaux à base de coments durcis	図書	オリジナル	LCPC	2001

17	The LCPC : a key player in sustainable civil engineering (英語、仏語)	図書	オリジナル	LCPC	2009
18	LPC equipment	図書	オリジナル	LCPC	2003
19	Standardization and the environment	図書	オリジナル	CEN	2009
20	Setting standards for Europe	図書	オリジナル	CEN	2008
21	Strategy 2010-13	図書	オリジナル	CENELEC	—
22	Economic Partnership Agreements(drivers of development)	図書	オリジナル	EC	2008
23	The Eurocodes and the construction industry	図書	コピー	CEN	2008
24	L1 The Eurocodes what are they?	図書	コピー	DG Enterprise and Industry	—
25	L2 The Eurocodes getting prepared	図書	コピー	DG Enterprise and Industry	—
26	L5 The Eurocodes JRC contribution	図書	コピー	DG Enterprise and Industry	—
27	Eurocodes promotion in third countries	図書	コピー	EC, JRC	2008
28	General situation of European standardization under the construction products directive	図書	コピー	CEN	—
29	Ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de la mer 説明時配付資料	図書	コピー	Ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de la mer	—
30	SETRA 説明時配付資料	図書	コピー	SETRA	—
31	Catalogue des éditions	図書	オリジナル	AFNOR	2010
32	Your guide to global excellence	図書	オリジナル	AFNOR	—
33	CEN compass	図書	オリジナル	CEN	—
34	SMEs and standards. Guide to the European Standardization process	図書	オリジナル	CENELEC	—
35	Standardization for SMEs. Building on the benefits	図書	オリジナル	CENELEC	—
36	L'aménagement du réseau routier national	図書	オリジナル	Ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de la mer	2008
37	Guidelines for the distribution and sales of CEN-CENELEC publications	図書	コピー	CEN/CENELEC	2010
38	AFD annual report 2008	図書	オリジナル	AFD	2008
39	Formation continue 2010	図書	オリジナル	ParisTech	2010
40	A network for exchanging and disseminating knowledge	図書	オリジナル	ISTED	2009
41	EN 1996 Design of Masonry structures	図書	コピー	CEN	2009
42	B2 The role of EN 1990 : the key head eurocode	図書	コピー	DG enterprise and industry	2008
43	Technical Department for Transport, Roads and Bridges	図書	コピー	SETRA	—
44	Les spécifications dans les marchés publics	図書	コピー	SETRA	2010

45	B1 The Eurocodes : implementation and use	図書	コピー	DG enterprise and industry	2008
46	Science et technologie pour le developpement en Afrique	図書	コピー	UATI/UISF	2010
47	Directives. Routes revetues a faibles volumes de circulation	図書	コピー	Southern Africa Transport And Communications Commission	2003
48	Guide pratique de dimensionnement des chaussees pour les pays tropicaux	図書	コピー	Ministère des relations extérieures, coopération et développement. CEBTP	1984
49	Conception et dimensionnement des structures de chaussee	図書	コピー	LCPC	1994
50	Préparation d'un ACAA entre la Tunisie et l'UE	図書	コピー	INNORPI	—
51	Qu'est-ce qu'un ACAA avec l'UE ?	図書	コピー	INNORPI	—
52	CPT Radès-La Goulette	図書	コピー	チュニジア設備省	—
53	Loi n°2009-38 du 30 juin 2009, relative au système national de normalisation (1).	図書	コピー	Journal Officiel de la République Tunisienne	2009
54	CPT Sénégal	図書	コピー	ISN (Institut Sénégalais de Normalisation)	—
55	Projet de décret portant organisation du Ministère de la Coopération Internationale, de l'Aménagement du territoire, des transports aériens et des infrastructures.	図書	コピー	Ministère de la Coopération Internationale, de l'Aménagement du territoire, des transports aériens et des infrastructures	2009
56	Norme Sénégalaise NS 02-029 Marchés de Travaux routiers – Pièces administratives particulières des marchés	図書	オリジナル	ISN (Institut Sénégalais de Normalisation)	1990
57	Norme Sénégalaise NS 02-035 Armatures pour béton armé Barres et fils machine à haute adhérence	図書	オリジナル	ISN (Institut Sénégalais de Normalisation)	1994
58	Eurocodes	CD	オリジナル	AFNOR	2010

(4) 公共契約法典(CMP)・2006年

(4) 公共契約法典 (CMP) ・ 2006 年

公共契約法典として制定されたのは 1960 年であるがその後も頻繁に改定され 1993 年には、従来の国の発注工事だけでなく、地方自治体の発注契約にも適用されるようになり 1995 年には提案募集入札 (アペル・ドッフル ; appel d' offres) についての詳細な規定が加わり、またその中で、設計・施工一括契約 (デザイン・ビルド) に関する規定も加わった。

さらに 2001 年と 2004 年にも改定された。

EU のパートナー間の貿易を単純化に向け障害を取り除くため、EU 指令、2004 年 修正公共契約指令、第 2004/18/CE 号 が出された。これをうけて、2006 年に公共契約法典 (CMP) が改訂された。

公共契約法典 (CMP)、2006 年、の構成を、以下に示す。

公共契約法典 (Code des Marchés Public)、2006 年 1 月版

[]内は条番号

第 I 編 適用範囲と基本原則

第 I 章 定義と基本原則	[1-2]
第 II 章 例外規定	[3]
第 III 章 国防に関するある種の契約の特定規定	[4]

第 II 編 総則

第 I 章 満たすべき必要の決定	[5]
第 II 章 技術仕様書	[6]
第 III 章 発注の調整とグループ化、及び集中調達センター	[7-9]
第 IV 章 ロット	[10]
第 V 章 契約の基本的文書	[11-13]
第 VI 章 社会的問題、環境条項	[14]
第 VII 章 優先契約	[15]
第 VIII 章 契約期間	[16]
第 IX 章 契約価格	[17-19]
第 X 章 契約変更	[20]

第 III 編 契約締結

第 I 章 入札委員会とコンクールの審査委員会	
第 1 節 入札委員会 (La commission d'appel d'offres)	

第1節の1 国の入札委員会	[21]
第1節の2 地方公共団体の入札委員会	[22-23]
第2節 コンクールの審査委員会 (Le jury de concours)	[24]
第3節 共通運営規則	[25]
第II章 契約締結手続きの限度額と公開の定義	
第1節 手続きの公開と限度額	[26]
第2節 公共契約、基本協定および動的調達システムの見積価格 の計算方法	[27]
第3節 適合する方式	[28]
第4節 役務契約に適用される方式	[29-30]
第5節 集中調達センター	[31]
第III章 契約締結の一般的規則	
第1節 書類および情報の伝達方法	[32]
第2節 方式の定義	[33-38]
第3節 公告掲載の組織	[39-40]
第4節 応募者に関する情報	[41-42]
第5節 入札禁止	[43]
第6節 応募者が提供する書類および資料の種類	[44-47]
第7節 オファーの提出	[48-50]
第8節 企業のグループ化	[51]
第9節 応募資格申立およびオファーの審査	
第9節の1 応募資格申立の選定	[52]
第9節の2 契約の授与	[53]
第9節の3 電子入札によるオファー選定手続き	[54]
第9節の4 極端に安いオファーの提案	[55]
第10節 電子媒体による通信および情報交換	[56]
第IV章 公共契約におけるさまざまな手続きの定義と展開	
第1節 オファー募集	
第1節の1 オープン型オファー募集	[57-59]
第1節の2 制限付き（指名）オファー募集	[60-64]
第2節 随意契約 (Procédures négociées)	[65-66]
第3節 競争的対話方式 (Procédure de dialogue compétitif)	[67]
第4節 そのほかの方式	
第4節の1 通信事業に関する契約	[68]
第4節の2 設計・施工一括契約 (Procédure propre aux marchés de conception-réalisation)	[69]
第3節の3 コンクール (Concours) 方式	[70]
第V章 特定の契約を対象とする特別規定	

第1節	公共のための建物の装飾の義務	[71]
第2節	条件付き分割契約	[72]
第3節	決定のための調査契約 (Marchés de définition)	[73]
第4節	設計・監理業務契約 (Marchés de maîtrise d'oeuvre)	[74]
第5節	実験計画の枠内で履行される契約	[75]
第VI章	注文書の基本協定と契約	[76]
第VII章	動的調達システム	[77]
第VIII章	手続きの完了	[79-85]
第IV編 契約の履行		
第I章 支払制度		
第1節	決済、前払い、中間払	[86]
第1節の1	前払い (Avances)	[87-90]
第1節の2	中間払 (Acomptes)	[91]
第1節の4	支払い方法	[91-100]
第2節	保証	
第2節の1	保証のための支払留保	[101-103]
第2節の2	その他の保証	[104-105]
第3節	資金手当	
第3節の1	契約の結果生じた債権の譲渡または担保提供	[106-110]
第3節の2	中小企業設備銀行の介入	[111]
第II章	下請負に関する規定	[112-117]
第III章	追加実施	[118]
第V編 管理に関する条項		
第I章 契約管理		
第1節	公共契約および公役務の委任に関する詳細調査	[119-124]
第2節	国の公共契約の原価管理	[125]
第3節	国の公共契約のその他の管理	[126]
第VI編 その他の条項		
第I章 紛争の解決		
第1節	公共契約に関する対立または紛争の和解調停委員会	[127]
第2節	仲裁 (Arbitrage)	[128]
第II章	国の公共契約委員会	[129]
第III章	公共調達経済研究所	[130-132]
第IV章	締結された契約リスト	[133]

(5) 標準契約約款（CCAG）の構成と日本語訳

(5) 標準契約約款（CCAG）の構成と日本語訳

CCAG には、建設工事契約（Travaux）、物品調達契約、コンサルタント業務契約及び産業契約の 4 部門があり、公共土木工事の契約では建設工事部門の標準契約約款が適用される。建設工事部門の標準契約約款(CCAG)の構成と訳文を、以下に示す。

1) 共通仕様書（CCAG）の目次構成

第 I 章 総 則

第 1 条 適 用 範 囲

第 2 条 契約当事者の定義と一般的義務

2. 1. 発注者、契約担当官及び施工監理者
2. 2. 請 負 者
2. 3. 共同企業体
2. 4. 下 請 負
2. 5. 工事命令
2. 6. 条件付き部分契約
2. 7. 請負者の召集……工事現場での会合

第 3 条 契 約 書 類

3. 1. 契約を構成する書類
3. 2. 契約締結後の契約書類
3. 3. 請負者に交付すべき書類

第 4 条 保証または保証金の留保

4. 1. 保 証
4. 2. 保証金の留保
4. 3. 保 険

第 5 条 期間計算…通知の形式

第 6 条 工業または商業所有権

第 7 条 防衛工事

第 8 条 原価の検査

第 9 条 労働者の保護及び労働条件

第 II 章 価格及び勘定の決済

第 10 条 価格の内容と性質

10. 1. 価格の内容
10. 2. 総価と単価との区別

- 10. 3. 価格の内訳と明細
- 10. 4. 価格の変動
- 第11条 請負者の報酬
 - 11. 1. 決 済
 - 11. 2. 請負工事
 - 11. 3. 官営工事
 - 11. 4. 調 達 品
 - 11. 5. 前 払 金
 - 11. 6. 価格の現時点化または修正
 - 11. 7. 延滞利息
 - 11. 8. 条件付工事部分の場合の報酬
 - 11. 9. 共同企業体または直接払い下請負人の場合の報酬
- 第12条 証明及び反証
- 第13条 支払勘定の決済方法
 - 13. 1. 月毎の工事費計算書
 - 13. 2. 毎月の出来高払い
 - 13. 3. 最終工事費計算書
 - 13. 4. 総合工事費計算書……未払金
 - 13. 5. 共同企業体、または直接支払いを受ける下請人の決済
 - 13. 6. 下請人の請求または直接行動
- 第13条の2 支払勘定の補足決済方法
- 第14条 予定外の作業または工事の代価の支払い
- 第15条 工事量の増加
- 第16条 工事量の減少
- 第17条 種々の工種数量の大巾な変更
- 第18条 損失及び損傷

第Ⅲ章 期 間

- 第19条 期間の決定及び延長
 - 19. 1. 工 期
 - 19. 2. 工期の延長
 - 19. 3. 条件付部分の工期の延長または延期
- 第20条 違約金、奨励金及び保留金

第Ⅳ章 建設工事の施工

- 第21条 材料及び製品の出所

- 第 22 条 材料の採取地
- 第 23 条 材料及び製品の品質…規格の適用
- 第 24 条 材料と製品の品質検査、テストと試験
- 第 25 条 集材料と製品の数量検査
- 第 26 条 契約により発注者が提供する材料及び製品の
請負者による引取り、荷造り及び保管
- 第 27 条 構造物の設置位置図と杭打標示
 - 27. 1. 構造物の設置位置の一般図
 - 27. 2. 通常の杭打標示
 - 27. 3. 地下構造物または埋設構造物の特殊な杭打標示
 - 27. 4. 杭打標示の記録……杭の保存
 - 27. 5. 補足の杭打標示
- 第 28 条 工事の準備
 - 28. 1. 準備期間
 - 28. 2. 施工計画
 - 28. 3. 安全及び衛生計画
- 第 29 条 施工図、構造計算書、詳細検討書
 - 29. 1. 請負者が提出する文書
 - 29. 2. 施工監理者が交付する文書
- 第 30 条 契約条項の変更
- 第 31 条 現場の施設、組織、安全及び衛生
 - 31. 1. 請負工事現場の施設
 - 31. 2. 残土の置き場
 - 31. 3. 当局の許可
 - 31. 4. 現場の安全と衛生
 - 31. 5. 一般交通に対する現場標識
 - 31. 6. 交通と水の流れの維持
 - 31. 7. 住宅地、交通頻繁な土地または保護区域の近隣で実施する工事に対する特別な制限
 - 31. 8. 導線または電気通信用地下施設の近くで実施する工事に対する特別の制限
 - 31. 9. 建造物の解体
- 第 32 条 不発弾
- 第 33 条 現場で発見した物資、物体及び遺跡
- 第 34 条 公道の破損
- 第 35 条 工事の運営または施工の方法により生ずる種々の損害
- 第 36 条 従業員に対する排除措置
- 第 37 条 使用しない設備、材料の撤去

- 第 38 条 建造物のテストと検査
- 第 39 条 工作上的欠陥
- 第 40 条 施工後に提出する文書

第V章 受取りと保証

- 第 41 条 受 取 り
- 第 42 条 部分の受取り
- 第 43 条 建造物またはその一部の使用の承認
- 第 44 条 契約による保証
 - 44. 1. 保証期間
 - 44. 2. 保証期間の延長
 - 44. 3. 特別な保証

第VI章 契約の解除…工事の中止

- 第 46 条 契約の解除
- 第 47 条 請負者の死亡、無能力、資産の更正整理または清算
- 第 48 条 工事の延期と中断

第VII章 強制措置、紛争及び係争の解決

- 第 49 条 強 制 措 置
- 第 50 条 紛争及び係争の解決
 - 50. 1. 契約担当官の介入
 - 50. 2. 発注者の介入
 - 50. 3. 訴訟手続き
 - 50. 4. 調停諮問委員会の介入
 - 50. 5. 共同企業体の場合の紛争及び係争の解決

2) 共通仕様書 (CCAG) の日本語訳

第 I 章 総 則

第 1 条 適 用 範 囲

この一般契約条件の規定は、明らかにこれに準拠する契約に適用される。

第 2 条 契約当事者の定義と一般的義務

2. 1. 発注者、契約担当官および工事施工監理者

本書の趣旨上：

「発注者」は自己のためにその工事が遂行されるべき法人である。

「契約担当官」は発注者の法的な代表者または契約履行につき発注者を代表するため、発注者に指定された個人である。

「施工監理者」は工事の施工を指導、監督し、それらの工事の受取り及び決済について提言するため、その技術的能力により、発注者または契約担当官から委任された個人または法人である。もし施工監理者が法人である時は、同法人は、自らを代表し、特に工事命令に署名するだけの資格を持つ一名の個人を指定する。

2. 2. 請負者

2. 21. 請負者の代表者：

請負者は、契約付与の通告を受けた時から、契約の履行に関するすべての事項につき、契約担当官および施工監理者に対し自己を代表する 1 名の個人を指定する。この代表者は、工事の指揮、監督に任じ、必要な決定を遅滞なく行なう十分な能力を持たなければならない。

この代表者指定を行なわなかった場合は、請負者が個人である時は請負者が、又、請負者が法人である時は、その法的代表者が、自ら工事の指揮、監督を担当するものとみなされる。

2. 22. 請負者の住所：

請負者は、工事の近傍に住所を選定し、その住所の宛名を契約担当官および施工監理者に通知しなければならない。請負者が契約付与の通告から 15 日以内に上記の義務を履行しなかった場合は、契約に関するすべての通告は、「特記契約約款」に指定された市町村役所に宛てて、また、指定がない場合は、工事の主要現場の市町村役所に宛てて、それぞれ送付された時に有効となるものとする。

工事の検収後は、請負者は前項に示した義務を解除される。この場合、請負者に対するすべての通告は契約書に記載された住所または所在地に宛てて送付されれば有効となるものとする。

2. 23. 請負者は、契約履行中に生じた以下の事項に関する変更について直ちに通知しなければならない。

その企業を運営する権限を有する者について
企業の型式について
企業の社名またはその名称について
企業の所在地の宛名について
企業の資本金について
及び一般に企業の機能に関する重要な変更のすべてについて

2. 3. 共同企業体

2. 31. 本書の趣旨上、複数の請負者が単一の契約書に署名した場合には、彼らは共同企業体に統合されたものとみなされる。

共同企業体には二つの種類がある。すなわち、連帯責任の共同企業体と分担連合の共同企業体である。

請負者の各員が契約の全部に拘束され、彼らの仲間に契約不履行があればこれを償わなければならない場合、この共同企業体は連帯責任のものである。この場合、彼等の中の一人は契約書に代表者として指定され、発注者、契約担当官および施工監理者に対し、契約履行について請負者全員を代表する。

その工事がいくつかの部分に区分され、その各々の部分が請負者の1人ずつに割当てられ、請負者中の各員が各自に割当てられた工事部分（単数または複数）に対し責任を負う場合、その共同企業体は分担連合のものである。この場合、彼等の中の1人は契約書に代表者として指定され、当人以外の各請負者について、その者の契約上の義務に関して第44. 1. に定める日付まで発注者に対し連帯責任を負うものとし、上記の日付においてこれらの義務は終了する。この代表者は、上記の日付まで、発注者、契約担当官および施工監理者に対し、契約の履行について分担連合の請負者全員を代表する。

同人は、自己の責任のもとに、工事の秩序維持と先導の義務を果たすため、これらの請負者の調整を十分に行なうものとする。

契約に、共同企業体が連帯責任のものか、又は分担連合のものかが示されていない場合においては：

工事がいくつかの部分に分割され、それぞれが各請負者に割り当てられている場合、或いは契約書の中で請負者の1人が代表者として指定されていない場合は、共同企業体は連帯責任である。

共同企業体が連帯責任のものである場合において、契約に請負者の代表者が指定されていない時は、契約書において第1番目に記載されている者を他の請負者の代表者とする。

2. 32. 本条 21. 22. 及び 23. 項の規定は共同企業体の各請負者に適用される。

2. 4. 下 請 負

2. 41. 請負者は、契約担当官による各下請人についての承認と各下請契約の支払い条件に対する同意を取得済みであることを条件として、自己の契約のある部分の履行を下請させることができる。

請負者は、下請の承認を受けるため、下記事項を記述した申告書を受取証と引き換えに契約担当官に提出するか、又は配達証明付書留郵便により契約担当官に送付する。

- a) 下請を予定する作業の性質。
- b) 予定する下請人の氏名、社名または名称及び住所（所在地）
- c) 下請契約の草案により予定する支払い条件と予定する総額、特に、価格確定日及び場合によっては価格変動条件、さらに前貸し、前払い、値引き、奨励金、及び違約金の各制度。

下請人は、第 4. 3. の規定に従い第三者に対し自己の責任を果すべき旨の保証を約定したと認められる場合に限り、承認を受けることができる。

- 2. 42. 契約担当官が上述の申告書を受領後、21 日間なんらの意志表示もしなければ、下請負者を承認し、下請契約の支払条件に同意したものとみなされる。
- 2. 43. ある下請人に対し（発注者が）直接支払うべき場合において、契約にその下請人の承認と支払い条件に対する同意が定められていない時は、第 2. 41. に定めた情報および下請負者に直接支払うべき金額の決済方法を明記し、契約担当官と請負者が署名した追加条項または特記条項の中でこれらの承認および同意を確認する。契約が共同企業体に付与された場合、共同契約者たる請負者全員の署名は、本条第 3 項に定める代表者およびその下請契約を締結した請負者が特記条項に記入した署名を以ってこれにかえることができる。
- 2. 44. 追加条項または特記条項に署名した後、請負者は追加条項または特記条項のその下請契約に関する部分の写し 1 部を下請人に交付する。
- 2. 45. 請負者は、下請人の承認と支払い条件に対する同意を得た時は、直ちに、下請人を代表する者として資格のある個人の氏名および下請人が工事の近傍に選定した住所を施工監理者に通知する。
- 2. 46. 契約履行中、請負者は下請契約に関して、本条第 23 項に示す変更事項を遅滞なく契約担当官に通知しなければならない。
- 2. 47. 追加条項または特記条項により保証の軽減を定める場合は、軽減のための手続を整えなければその効果はない。
- 2. 48. 請負者は、下請に付した場合においても、契約から生ずるすべての義務について、労働者および発注者に対して、自ら責任を負うものとする。
- 2. 49. 1. 下請人に対する事前の承認がなく、また支払い条件に対する事前の同意を得ないで下請を使用した場合は、請負者は、第 49 条に定める処分の適用を受ける。請負者が、本条第 41 項に定める下請承認願書に実情を承知しながら不正確な事実を記載した場合は、上記と同様の処分を受けるものとする。
- 2. 49. 2. 契約担当官から要求された場合、請負者は、下請契約とこれに伴う追加条項を契約担当官に通知しなければならない。この処置を遅滞したために、その督促を受けた後、請負者が正当な理由なくして 15 日間この義務を履行しなかった時は、請負者は 1 日当り契約金額の 1/1000 の遅滞料を課せられる。
さらに、この督促を受けた後、1 ヶ月に亘り下請契約の通知を実行しなかった場合には、請負者は第 49 条に定める処分の適用を受ける。

2. 5. 工事命令

- 2. 51. 工事命令は文書によるものとする。これらの命令は施工監理者が署名し、日付と番

号を付す。

工事命令は、請負者に2部送付され、請負者はその1部に署名し、その受領の日付を記入して直ちに施工監理者に返送する。

2. 52. 請負者が工事命令に示された事項について保留条件を付ける必要があると認めた場合には、請負者は、(期限終了後は申し入れの権利を喪失するものとして)、第5条に明示された計算方法によって算定した15日の期限以内に、その条件を文書により施工監理者に提出しなければならない。

第15. 22.、及び第46. 6. に定める場合を除き、それらの工事命令が請負者側の保留条件の対象となっているか否かに拘らず、請負者は自己に通告された工事命令に厳密に従わなければならない。

2. 53. 下請に付された工事に関する工事命令は、保留条件を提出する唯一の資格を持つ請負者に宛てて送達される。

2. 54. 共同企業体の場合には、工事命令は保留条件を提出する唯一の資格を持つ共同企業体代表者に送達される。

2. 6. 条件付き部分契約

契約は条件付きの部分(複数)を含むことができ、それらの部分の実施は、その各々について、取り決めをする契約担当官の決定により、工事命令をもって行なうことができ、請負者はこの命令に従わなければならない。

もしこの工事命令が、契約に定められた期限内に請負者に通告されなかった時は、発注者と請負者は、この期限の終了と共に、この条件付きの部分に対するすべての義務を解除されるが、第11. 8. の規定の適用を妨げられることはない。

2. 7. 請負者の召集……工事現場での会合

請負者またはその代表者は、要求される都度、施工監理者の事務所または工事現場に出頭する。請負者は、必要であれば、下請人を同伴する。

共同企業体の場合には、前項の義務はその代表者、及び他の請負者の各々に対して適用される。

第3条 契約書類

3. 1. 契約を構成する書類……優先順位

3. 11. 契約を構成する書類は下記のものを含む。

- 契約書
- 特記契約約款
- 特別技術仕様書

工事に関する記述と技術的な仕様を含む。

- 次の書類が契約書類として記載されている場合は、図面、計算書、ボーリング記録、地質記録等の書類。
- 契約において、単一の契約価格により作業全体に対する決済を行なうことが定められていない場合は：

総価の内訳表、単価明細書またはこれに代るべき一連の価格

一 上項と同じ例外のあることを条件とした、見積り明細書

一 次の書類が契約書類として記載されている場合は：

総価内訳表及び単価の明細書

一 契約の対象となる作業に適用されるべき標準技術仕様書

一 公共工事契約に適用されるべき標準契約約款

適用すべき一般技術仕様書および一般契約条件の原文は、第 10. 45. に定める価格決定の月の第 1 日において施行されているものとする。

3. 12. 契約を構成する書類の間に矛盾または相違がある場合には、これらの書類は、前項に列挙されている順序に従って優先する。

ただし、一般技術仕様書の例外措置および特記契約約款の最終条項において明瞭に定められていない、或いは例外措置として定められていない一般契約条件の規定の例外措置は、すべて定められていないものとみなされる。ある事項について一般技術仕様書または一般契約条件の定めと異なる規定を採用しても、これらの書類において、当該事項について契約に異なる規定を定めることができる旨を明瞭に規定している場合は、一般技術仕様書、または一般契約条件に対する違反とはならない。

3. 2. 契約締結後の契約書類

契約は締結後、場合によっては下記文書によって修正されることがある。

追加条項、第 14 条 (1976 年 7 月 5 日付法令 76-625 号第 3 条に該当) すなわち「第 2. 43. に定める条件により作成した特記条項」に関する条項により作成した契約価格の補足文書および単価の補足明細書。

3. 3. 請負者に交付すべき書類……保証

3. 31. 契約担当官は契約付与の通告後直ちに、請負者に対し無料で (受領書と引換えに)、本条 11 項に記載された契約書及びその他の書類 (一般技術仕様書、一般契約条件を除く) の複本 1 部 (原本と一致することを証明したもの) を交付する。

本条 32 項に記載した書類については、それらの署名後直ちに前記と同様に処置する。

3. 32. (1976 年 7 月 5 日付法令 76-625 号 第 4 条) 「契約担当官は同様に、無料で、請負者、共同企業体および直接支払いを受ける下請人に対し、彼等の債権の保証として必要な書類を交付する。」

第 4 条 保証または保証金の留保……保険

4. 1. 保証

4. 11. 特記契約約款に保証についての定めがある時は、請負者は契約付与の通告から 20 日以内にその保証を提供しなければならない。

追加条項を適用することにより、或いは本条 13 項に規定する場合における契約担当官の決定により、保証を設定するか又はこれを増加しなければならない時は、請負者は、追加条項の通告後、或いはそのことを定める決定が下された 20 日後以内に、これを実行しなければならない。

なんらかの理由により、保証からある金額を先に徴収された場合は、請負者は直ちにその保証を再設定しなければならない。

4. 12. 保証の設定または、なんらかの理由による保証の増加、或いは再設定が行なわれない時は、請負者が自己に送金される金額を、保証を正常化するために直接充当することを約束しなければ、請負者が受取るべき金額の為替送金はできない。

4. 13. 保証について定められていない場合、或いは定められた保証が、契約書、又は追加条項に基づく金額（追加額に対する税金を含む）の 5 パーセントに達しない場合において、下記のいずれかの状況に該当する時は、工事命令によって通告される契約担当官の決定により、保証の設定を行うこと、又は設定された保証の増額を定めることができるが、この場合、契約担当官の権限は上記に定められた 5 パーセントの限度を越えることはできない。

- ・ 工事完成のための契約期限終了の日において、その工事が請負者の行為に基因して終了していない時

- ・ 工事現場における作業が終了し、請負者が工事の引取りを要求したが、その工事が拒否されたか、又は受取りに条件を付された時

特記契約約款に「保証期間」についての定めがない時は、前項の規定は適用されない。保証について請負者に対し特別な制限が適用される場合には、保証額は特別の制限に定められた限度を超えることはできない。

4. 14. 保証の設定、保証の増額またはその再設定は、現金または有価証券の寄託に対する受取証を契約担当官に提出することによって証明される。

4. 15. 契約で定める条件により、個人または連帯の保証人をもって保証（保証金または保証書）に替えることば、当初または随時のいずれでも行なうことができる。既に保証（保証人以外の）が設定されている場合には、その保証はその際に取消される。

4. 16. 契約担当官は、法令の定めるところにより保証金を返還するか、又は保証金に代わる保証人の責任を解除する。

契約担当官は、契約を保証する個人および連帯保証人の解任に反対である時は、その旨を請負者に書留便により通知する。

4. 2. 保証金の留保

法令上保証に代わる保証金の留保が認められる場合において、契約にこれを定めている時は、契約の当初または随時に、法令に定める条件により、保証金の留保を個人保証人および連帯保証人に代えることができる。この場合、保証留保額は返還される。

4. 3. 保 険

請負者は、保険を付することにより、事故発生の場合、或いは工事の施工、施工方法による損害発生の場合の、第三者に対する自らの責任を保証しなければならない。保証は十分なものとし、人身の損害に対する保証は無制限とする。

第5条 期間計算…通知の形式

5. 1. 契約により発注者、契約担当官、施工監理者または請負者に対して定められるすべての期間は、期間の起算点となる事実が生じた日の翌日から計算する。

5. 2. 期間を日で定める時は暦日によるものとし、定められた期間の最終日の終了により満了する。

期間を月で定める時は、日付から日付までを計算する。期間が終る月に対応する日付がない時は、期間はその月の最終日の終了により満了する。

期間は、最終日が土曜日、日曜日または祭日、休業日である時は、それに続く最初の就業日の終了時まで延長される。

5. 4. 契約の規定を実行するにあたり、定められた期間内に請負者が、施工監理者、契約担当官または発注者に対し、或いは、これらの者が請負者に対し文書を送付しなければならない場合において、文書の送付に期間を要する時は、文書は受取人宛て受領書と引換えて、或いは受取通知を要する書留郵便で、受取人に送付しなければならない。受領書または郵便による受取通知書の日付が文書の送付の日付とみなされる。

第6条 工業または商業所有権

6. 1. 発注者は、契約上請負者が使用しなければならない特許、ライセンス、デザイン、型及び商標に関する第三者の要求に対し請負者を免責する。この場合、発注者は必要な譲渡、ライセンスまたは許可を自ら費用を負担して取得しなければならない。

前項の規定は、請負者が特許、ライセンス、デザイン、型及び商標について提案することを契約に特記している場合は適用しない。

6. 2. 請負者は、本条1項に規定する場合を除き、契約を履行するために用いる特許、ライセンス、デザイン、型及び商標に関する第三者の要求に対し、発注者及び施工監理者を免責する。

この場合、請負者は、必要な譲り受け、ライセンスまたは許可の取得を自ら費用を負担して行なうものとし、発注者は、後日それらに関する必要なすべての補償について自身で、または代理人を用いて提訴することができる。

第7条 防衛工事

7. 1. 本条の規定は、工事が防衛にかかわることが契約に示されている場合に適用する。請負者は、自分自身と同様に下請負人が従うべき本条に基づく特別な義務を下請負人に告知し、自身の責任となる、下請負人による義務の履行を監督する。共同企業体の場合には、各請負者によるこの義務の遵守は、その代表者の責任のもとに確保される。

7. 2. 施工監理者は、第36条に規定する場合を除き、請負者が雇用するすべての者の材料置場、仕事場または事務所の撤去を要求することができる。

請負者は悪意の行為を発見した時は、施工監理者に対し、場合によっては刑法第100条を適用して訴追される恐れがある旨を直ちに警告する義務があるが、この警告により第49条に規定する強制措置は妨げられない。

契約担当官が、悪意の行為の結果として、特に人に適用される安全措置をとらなければならないと認めた時は、請負者は直ちにその措置をとる義務がある。

7. 3. 契約の部分または全体が秘密の性質を有する時、また工事場所の関係上、秘密または知り得たことを守るため、絶えず特別の注意を払う必要がある時は、特に次の規定を適用するものとする。

- a) 契約担当官は、特別の文書により、請負者に、契約の秘密であると考えられる要素を告知する。
- b) 請負者は、自分に委託された、上記の特別の文書およびその他の秘密文書の保管または保護を確保するため、すべての準備をし、施工監理者にすべての紛失および出来事を直ちに報告しなければならない。請負者は、契約に関して知り得る防衛についてのすべての秘密情報を守らなければならない。
- c) 請負者は、人事管理、秘密および知り得たことの保護、並びに契約の実行のため守るべき特別の注意措置に関する内閣の指示について、契約書に署名する前に知り得た場合においても、その指示に基づくすべての義務に従うものとする。請負者はいかなる資格においても、この義務を援用して補償を請求してはならない。

請負者が定められた措置に従わない時は、契約担当官または施工監理者は、緊急の程度に応じて定められる期間内に措置に従うよう請負者に厳命する。

請負者がこの命令にも拘わらず、措置に従わない時は、第 49 条に定める強制措置の適用を受け、場合によっては特記契約約款に定める制裁を受ける。

請負者は、さらに、一定の期間、または無期限に国の契約に対する参加から締め出されることがある。

第 8 条 原価の検査

請負者が契約の規定により原価の検査を受ける場合において、検査の必要上提供する義務のある情報を提供しないか、或いは請負者が通知した情報または通知した不正確の情報を訂正しない時は、契約担当官は、催促しても効果がなければ、契約総価格の 10 分の 1 を限度として支払いを停止することができる。再度催促しても効果がない時は、この支払い留保を、第 49 条に定める強制措置の適用とは別に、発注者の決定による制裁に代えることができる。

請負者は、第 8 条から生ずる義務を下請負人に周知させるものとし、場合によっては催促状を送って、請負者の責任となる、下請負人による義務の履行に努めなければならない。

共同企業体の場合、この義務の遵守は、場合により催促状が送達される代表者の仲介によって保証される。

直接支払われる各請負者または下請負人の場合、課される留保または制裁は、これらの者に契約に定める総額の 10 分の 1 の限度内で直接適用される。

第 9 条 労働者の保護および労働条件

9. 1. 請負者は、労働者の保護および労働条件に関する法令に基づく義務を遵守する。法令の規定の適用条項は、特記契約約款で定める。

請負者は、契約の特別条項によって定められた法令上の例外要求を、施工監理者がその意見を付して知らせるよう、施工監理者に要求することができる。

- 9. 2.** 請負者は、その下請負人に対し、本条に定める義務は下請負人に適用されることを告げなければならない。請負者は、その義務の遵守について責任を負う。

共同企業体の場合、各請負者によるこの義務の遵守は、代表者の熱意と責任によって保証される。